

製材の取扱業者の認証に伴う資格者養成研修会
開催案内（愛媛会場）

1. 開催日：2019年11月26日（火）～27日（水）（更新は26日のみ）
2. 開催時間：両日とも9時30分から17時00分まで（9時00分受付開始）
3. 開催場所：愛媛県森林組合連合会木材流通センター会議室
松山市中野町甲146-1
TEL 089-963-4300
4. 定員：100名（申込締切り日前でも、定員になり次第締め切らせていただきます。）
5. 申し込み問合わせ：別添受講申込書により、2019年11月8日（金）までに受講料を添えてお申込下さい。（申込はFAX可）
松山市三番町4丁目4-1
一般社団法人愛媛県木材協会
TEL 089-948-8973
FAX 089-948-8974
6. 受講料：新規研修（2日間）は1名につき
27,500円（テキスト・昼食費代含む）
更新研修（初日のみ1日間）は1名につき
16,500円（テキスト・昼食費代含む）
7. 宿泊等：お手数ですが、各自手配して下さい。
8. 研修対象者：
【新規対象者】
JAS認証の取得を予定している工場の従業員で、資格の取得を希望する方
【更新対象者】
平成27年度に研修を受け、資格を取得又は更新した方で、資格の継続を希望する方は、「全国木材検査・研究協会認証業務規程」第35条（認証事業者の義務）の(17)項の規定により3年ごとに更新研修（研修期間1日）

を受講することで、現在の資格が継続されます。

なお、研修修了後3年を経過した次の年度に更新研修を受講しない場合、資格が消失するので御注意ください。

9. 研修科目：

当会が定める「認証の技術的基準に係る資格者養成等研修会実施要領」により、次の科目の研修を実施します。

- ① JAS 制度及び関係法規（JAS 法等の解説）
- ② 製材の認証制度、格付検査制度、表示制度（認証工場制度の考え方、認証の技術的基準の解説等）
- ③ 製材の品目・区分ごとの規格、格付検査・表示（JAS 規格の解説、格付検査方法、表示方法等）
- ④ 製材の品質管理（品質管理に関する専門的知識）
- ⑤ 木材の乾燥と強度
- ⑥ 製材品現物の格付検査等の実習
- ⑦ その他必要な事項
- ⑧ 学科試験（新規研修のみ）

10. 修了証書の交付：

- (1) 1日更新研修を受講した方には、研修終了後に品質管理責任者、品質検査担当者等の「修了証書(更新)」を交付します。
- (2) 新規研修を受講し、研修終了後に実施する学科試験に合格した方には、品質管理責任者、品質検査担当者等の「修了証書」を交付します。

11. 認証工場の資格者の配置要件、必要人員：

JAS 認証工場に配置が必要な資格者及び人数は以下のとおりです。

【製造工場の資格者数】（経験及び学歴等の条件は別途規定）

(1) 自ら格付検査をし、JAS マークを表示するAタイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者（①から選任）
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者（②との兼務可）
④格付検査担当者	1名以上	研修修了者
⑤格付責任者	1名	研修修了者 （④から選任、②との兼務不可）

計3名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託し、JAS マークを表示するBタイプの工場

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②品質管理責任者	1名	研修修了者 (①から選任)
③材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者 (②との兼務可)
④格付担当者	1名以上	研修修了者 (③との兼務可)

計2名以上の資格者が必要です。

【販売業者・輸入業者等の資格者数】(経験及び学歴等の条件を除く)

販売業者等が製造工場を指定し、販売業者と製造工場と一緒に JAS 認証を取得します。

(1) 自ら格付検査し、JAS マークを表示する A タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名以上	研修修了者
②格付検査担当者	1名以上	研修修了者
③格付責任者	1名	研修修了者 (②から選任、①との兼務不可)

販売業者に2名以上の資格者が必要です。

◆製造工場 (工場従業員でも可)

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者 (①との兼務可)
③格付責任者補佐者 (必要な場合)	1名以上	研修修了者 (②との兼務可)

製造工場に2名以上の資格者が必要です。

(2) 第三者検査機関に格付検査を委託して、JAS マークを表示する B タイプの販売業者等

◆販売業者等

	人 数	備 考
①品質管理責任者	1名以上	研修修了者
②格付担当者	1名以上	研修修了者 (①との兼務可)

販売業者に1名以上の資格者が必要です。

◆製造工場 (工場従業員でも可)

	人 数	備 考
①品質管理担当者	2名以上	
②材面の品質検査担当者	2名以上	研修修了者 (①との兼務可)
③格付担当者補佐者 (必要な場合)	1名以上	研修修了者 (②との兼務可)

製造工場に2名以上の資格者が必要です。